# 不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td>墓所の使用許可の取消し等</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>市民生活部環境課環境保全係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市営墓園条例第２２条</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td>新座市営墓園条例第２９条及び新座市営墓園規則第２１条</td></tr>
<tr><td>基準<br>（未設定の場合はその理由）</td><td>１　市長は、使用権利者（前条の許可を得た者を含む。第２３条、第２９条及び第３２条において以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、墓所の使用許可を取り消すことができる。<br>⑴　使用権を譲渡し、又は転貸したとき。<br>⑵　第３２条に規定する管理料を３年以上滞納したとき（住所不明のときを除く。）。<br>⑶　法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。<br>２　市長は、墓所が地震、風水害等により使用不能又は使用に支障を来す事態に至ったときは、その使用を停止することができる。<br>３　使用権利者は、墓所の使用を終わり原状に復した後は、直ちに職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>新座市営墓園条例第２９条第２項の規定により、使用権利者が同項に規定する義務を履行しないときは、管理者において原状に復し、これに要した費用は、当該使用権利者の負担とする。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成２９年３月２２日最終変更）</td></tr>
</table>